

7 番（小川義昭君）

よろしくお願いいいたします。

最後に、病児保育の充実に関してお尋ねいたします。

我が国の地方自治体は、厚生労働省により、平成 12 年度から乳幼児健康支援一時預かり事業として、病児保育が定義づけられております。

本市においては、現在、生後 2 カ月から小学校 3 年生までの保育所、幼稚園、小学校に通っている子供さんが病気になった際、病気が回復しても、保育所などに復帰できず、あるいは保護者が仕事を離れられず、家庭での保育が難しいときに、保護者にかわって看護師や保育士が保育する病児保育体制が整備されています。

松任地区には、病児保育センターに定員 6 名、鶴来地区にはくらやま保育園 あじさいルームに定員 3 名の受け入れ態勢がありますが、ここ近年のそれぞれの施設の利用状況をお尋ねいたします。

一方で、病児保育施設に子供を預けたいと願っているながら、手続きが煩雑なため、病児保育の申し込みを断念している保護者が存在すると仄聞いたしますが、こうした実態について把握されているのか否か、お尋ねします。

さらに、美川地区の保護者は、松任地区にある病児保育センターまでの距離を考えた場合、困難を来しているとの声を聞きます。

そこで、市域全体のバランスを考慮し、美川地区に 1 カ所、病児保育センターを設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。